令和８年（フ）第２２４８号
名古屋市千種区千種２丁目３番35号　サンルーム千種706号
債務者　丹羽香穂梨
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８２号
名古屋市港区金船町１丁目１番地の15　ファミーユ209号
債務者　林　不二夫
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４０号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　長坂　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４４号
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎２丁目３番地
債務者　鈴木　昭二
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７６号
山形県天童市東本町３丁目７番20―203号　居鶴コーポ
債務者　三宅　春美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１６号
愛知県豊橋市小向町字北小向145番地17
債務者　大石　暢子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８６号
北海道旭川市豊岡６条２丁目７番１号　６．２　103号室
債務者　谷口ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月12日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２１３号
大阪府吹田市藤が丘町18番１―401号
債務者　蓑田　　涼
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５４１号
大阪市西区新町３丁目３番８―406号
債務者　京本　　翔
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１８６１号
福岡市博多区諸岡２丁目11番12―404号　リオン２＆２
破産者　山下　優樹
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１９０１号
福岡市東区箱崎４丁目８番１号　日之出ビル箱崎401号
破産者　竹本　祥仁
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２１７４号
福岡市早良区城西１丁目６番24―101号　ヘーベルメゾン城西、前住所福岡市西区愛宕２丁目３番２号
破産者　庄司　孝善
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第６７号
栃木県足利市八幡町600番地24　サンクレイドル足利ソプラディア506、開始決定時の住所栃木県足利市福居町682番地２
破産者　阿部　裕子
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第２３３号
埼玉県越谷市レイクタウン２丁目33番地17　レスポワールＡ101、旧住所埼玉県越谷市大字向畑605番地７
破産者　鎌田　守力
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第８９７号
埼玉県越谷市大字袋山573番地10
破産者　武井　佑太
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１５３６号
福岡市東区土井２丁目１番32―506号　ＧＲＥＥＮ　ＣＲＯＳＳ95
破産者　三島　和幸
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部